

空き家を **リフォーム** するなら

令和6年度
空き家活用支援事業



申請期間：令和6年4月15日（月）～12月27日（金）

兵庫県

補助対象

地 域	兵庫県のうち、次の地域を除く地域 ●神戸市、姫路市、西宮市、尼崎市、明石市※1 ●市街化区域※2
空き家	一戸建て住宅の空き家又は共同住宅の空き住戸のうち、①～⑤全てに該当するもの ① 築20年以上経過していること ② 台所・便所・風呂の水回り設備のいずれかが10年以上更新されていないこと ③ 空き家期間が6箇月以上経過していること ④ 耐震性能があること(改修工事に合わせて耐震改修する場合も可) ⑤ 土砂災害特別警戒区域等に位置していないこと
対象者	空き家を活用するために改修する者
経 費	○改修工事費 ○事務機器取得費(地域交流拠点型で「ワーキングスペース」を設ける場合のみ)

※1 姫路市の旧香寺町・安富町・夢前町・家島町の区域及び県が実施する「商店街の活性化とまちの再整備によるにぎわいのまちづくり事業」におけるまちなか再生区域は対象となります。

※2 合併前の旧滝野町、香寺町、新宮町、揖保川町、御津町の市街化区域は対象となります。

補助額 《住宅型》

区 分	補助対象 事業費	補助金額(タイプ別)		
		一般	若年・子育て世帯※1 UJターン世帯※2	学生シェアハウス※3
一 戸 建 て 住 宅	100万円未満	対象外	対象外	対象外
	100万円以上150万円未満	40万円	60万円	60万円
	150万円以上200万円未満	60万円	85万円	85万円
	200万円以上250万円未満	75万円	110万円	110万円
	250万円以上300万円未満	90万円	135万円	135万円
	300万円以上350万円未満	100万円	150万円	160万円
	350万円以上400万円未満			185万円
	400万円以上			200万円
共 同 住 宅	100万円未満	対象外	対象外	対象外
	100万円以上150万円未満	40万円	60万円	60万円
	150万円以上200万円未満	60万円	85万円	85万円
	200万円以上250万円未満	65万円	100万円	110万円
	250万円以上300万円未満			135万円
	300万円以上			150万円

※1 若年世帯:夫婦の満年齢の合計が80歳未満の世帯 子育て世帯:高校卒業までの子がいる世帯

※2 UJターン世帯:申請日時点の住所が県外である世帯又は県外から県内の賃貸住宅等に転入後2年を経過しない世帯

※3 学生シェアハウス:2人以上の学生が居住できるよう専用の個室が備えられ、台所など共用のスペースを有する住宅として活用する場合

《事業所型》

区 分	補助対象事業費	補助金額(タイプ別)	
		一般	UJIターン※4
一戸建て住宅	150万円未満	対象外	対象外
	150万円以上 200万円未満	60万円	85万円
	200万円以上250万円未満	75万円	110万円
	250万円以上 300万円未満	90万円	135万円
	300万円以上350万円未満	110万円	160万円
	350万円以上400万円未満	125万円	185万円
	400万円以上450万円未満	140万円	210万円
	450万円以上	150万円	225万円
共同住宅	150万円未満	対象外	対象外
	150万円以上200万円未満	60万円	85万円
	200万円以上250万円未満	75万円	110万円
	250万円以上300万円未満	90万円	135万円
	300万円以上350万円未満	110万円	160万円
	350万円以上	115万円	175万円

※4 UJIターン：県外に居住する者が、県内の空き家を自己業務用の事業所（県内1つ目の事業所）として活用する場合


《地域交流拠点型※5》

区 分	補助対象事業費※6	補助金額
一戸建て住宅	100万円未満	対象外
	100万円以上 200万円未満	75万円
	200万円以上 400万円未満	150万円
	400万円以上 600万円未満	250万円
	600万円以上 800万円未満	350万円
	800万円以上1,000万円未満	450万円
	1,000万円以上	500万円
共同住宅	100万円未満	対象外
	100万円以上 300万円未満	100万円
	300万円以上 500万円未満	200万円
	500万円以上 700万円未満	300万円
	700万円以上	350万円

※5 地域交流拠点：ワーケーション施設、定額制多拠点居住サービス施設若しくはコワーキングスペース又は地域活性化に資するものとして市町の推薦を受けた施設

※6 コワーキングスペースを設ける場合、事務機器取得費を100万円まで補助対象事業費に計上することが可能。ただし、改修工事費が100万円以上の場合に限る。

注意事項

要件	<ul style="list-style-type: none">○ 10年間の活用義務 改修を行った建物は、事業(工事)完了後10年以上活用することが条件となり、事業完了後の1年目、4年目、7年目、10年目に県へ報告が必要となります。○ 関係法令の手続 市街化調整区域においては、原則として都市計画法の許可が必要ですので、手続が完了した後でなければ申請できません。○ その他 詳細はホームページをご確認ください。
申請	<ul style="list-style-type: none">○ 下記期間中に申請書類を市町の担当窓口へ提出してください。 申請期間: 令和6年4月15日(月)~12月27日(金)○ 様式はホームページからダウンロードをお願いします。 
手続	<ul style="list-style-type: none">○ 交付申請後、交付決定を受けた後に工事契約、工事着手してください。 ※交付決定前に契約されたものは補助金をお支払いできません。○ 令和7年3月31日(月)までに工事と代金支払いを完了し、完了実績報告書を提出期限内にご提出ください。 提出期限: 代金支払から30日又は令和7年4月10日(木)のいずれか早い日
支払い	<ul style="list-style-type: none">○ 完了実績報告書の提出後に交付(お支払い)します。

手続の流れ

